

聖籠町介護事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 21 日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第 9 号

聖籠町介護事業実施規則の一部を改正する規則

聖籠町介護事業実施規則（平成 12 年聖籠町規則第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 27 条関係）

所得区分	月額
所得税非課税世帯	5,000円
所得税課税世帯	3,000円

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第26条関係)

第 号
年 月 日

様

聖籠町長

聖籠町寝たきり・認知症老人介護者手当支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました、聖籠町寝たきり・認知症老人介護者手当の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象者氏名

支 給 額	月額	円
支給開始の時期	年	月から
8月・12月・4月		
支 払 月	4箇月分ずつ支払う。ただし、年度途中の支給決定者は、それぞれの月数分とする。	
支 払 い 方 法	申請時申込の口座へ振り込みます。	

※次のいずれかに該当した場合は、支給資格を喪失します。

- ・対象者の要介護度が2以下の認定を受けたとき。
- ・聖籠町に住所を有する同居家族がないとき。
- ・対象者が介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設へ入所又は入院したとき。
- ・対象者が上記で定める施設以外に継続して30日以上入所若しくは入院又は15日以上入所若しくは入院した月が連続して3箇月に達したとき。

支給資格を喪失したときは、聖籠町寝たきり・認知症老人介護者手当支給資格喪失届(別記様式第6号)を町長に提出してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第27条の規定は、平成29年8月支給分から適用し、平成29年4月支給分については、なお従前の例による。